

飛島村空き家除却費補助金Q & A

○補助対象空き家について

Q 1 補助対象となる空き家はどのような空き家ですか？

A 1 住宅地区改良法に規定する「不良住宅」に該当し、主として居住用の建築物です。
(※併用住宅を含む) 詳しくは村にお問合せください。

Q 2 「不良住宅」はどのように判定するのですか？

A 2 村に判定申請書を提出していただいた後、村職員が現地調査を行い、基準に従って判定します。(建物内部も確認させていただく場合もあり、現地調査への立会いをお願いすることもあります。)

○申請者について

Q 1 所有者が死亡している場合、相続人はどうすれば申請できますか？

A 1 相続人が申請する場合は、所有者と申請者の相続関係が分かる戸籍謄本、相続関係説明図と相続人全員の同意を得たという誓約書が必要です。

Q 2 共有名義の場合は、連名で申請すれば良いですか？

補助金はそれぞれに交付されますか？

A 2 共有名義の場合は、代表者1名を決め、共有者全員の同意を得たという誓約書を添付していただき申請をお願いします。

補助金は代表者に交付されます。

Q 3 建物と土地所有者が異なる場合、土地所有者の同意は必要になりますか？

A 3 土地所有者の同意書は必要ありません。

ただし、空き家を解体すると土地の固定資産等が高くなる場合があり、また、空き家除却後の敷地には、5年間住居用途以外の建築物を建設してはならない(第三者による行為の場合も含む)ため、相談されることをおすすめします。

○補助対象となる除却工事について

Q 1 既に除却工事が終わっている又は除却の工事中の場合は、補助の対象となりますか？

A 1 対象になりません。

工事着手前に申請を行い、交付決定を受ける必要があります。

Q 2 交付決定前に業者と契約してもいいですか？

A 2 契約の時期は問いません。

ただし、交付決定前に除却工事に着手すると補助対象外となります。

Q 3 除却工事後の整地も対象となりますか？

A 3 跡地を適正に管理するための除却工事に伴う必要最小限な範囲での整地は対象となります。ただし、砂利等を敷く整地工事は対象となりません。

Q 4 「補助対象空き家を含む敷地すべての建築物、工作物及び草木を除却する」とは、どこまでの敷地を更地にすればよいですか？

A 4 土地が分筆されていても、空き家の所在する土地と一体的な土地については同一の敷地として考え、敷地上にある建築物、工作物及び草木について継続して使用しない場合は、除却していただく必要があります。

事前に建設課までご相談ください。

○補助金申請について

Q 1 どのような手続きをすればよいですか？

A 1 お持ちの建物が補助対象となるか聞き取り等をさせていただく必要がありますので、事業者と契約を結ぶ前に必ず建設課までご相談ください。

手続きの流れや申請に必要な添付資料等についてもその際に説明させていただきます。

Q 2 補助金の申請書類は、どこで入手することができますか？

A 2 建設課にて用紙を配布しています。また、村のホームページからも様式等をダウンロードすることができます。

Q 3 工事の途中で内容や金額に変更があった場合は、どうすればよいですか？

A 3 速やかに建設課へ相談してください。その後の手続きとして、補助金事業変更申請等をしていただく可能性があります。